

公益社団法人日本放射線技術学会 関東支部
会員管理システム運用に関するガイドライン

(目的)

- 1 このガイドラインは、公益社団法人日本放射線技術学会の会員管理システムを関東支部において運用するにあたり、必要な事項を定める事を目的とする。

(利用者の制限)

- 2 本システムの管理者権限を有するアカウント及びパスワードの情報を得られる者は、支部長、副支部長および支部理事のみとする。
- 3 本システムのセミナー機能のみ利用するためのアカウント及びパスワードの情報を得られる者は、支部長、副支部長、支部理事、各研究会代表幹事および各研究会セミナー登録担当者のみとする。

(利用に関する措置)

- 4 本システムを利用するに当たり、「会員管理システム 支部・部会取扱説明書」(本システム内に掲示)を遵守し利用目的の範囲内で使用しなければならない。

(学会・セミナー管理)

- 5 研究会やセミナー開催における本システムへの登録は、各研究会の担当者または当該研究会所属の支部理事が行うこととする。

(メールマガジン)

- 6 必要に応じてメールマガジンを配信することとし、配信を希望する学術委員会・各研究会等は、総務委員会に配信依頼をする。総務委員会はメール内容を校正し支部長の確認の基、広報委員会にメール配信作業を依頼する。
なお、強制メールを配信する場合は支部長(支部長に連絡が取れない場合は副支部長)の許可を必要とする。

付 則

- 1 このガイドラインは、支部理事会の承認を経て、変更できるものとする。
- 2 このガイドラインは、平成 29 年 7 月 22 日から適用する。